

令和4年2月15日

北九州支部 会員各位

(公社)福岡県宅地建物取引業協会  
北九州支部  
支部長 藤原 一行  
住環境整備委員長 原田 征四郎  
093-583-8300

## 火災死者防止に向けた広報について(お知らせ)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件、北九州市消防局予防課より下記のとおり周知の依頼がありました。

**火災警報器設置の義務化から10年余り。再点検はお済ませでしょうか。**

**消防局予防課より、重点的な見回り等、調査していくことの協力を求められています。**

**尊い命が失われた事故を教訓とするためにも、管理物件の火災警報器についてこの機会に是非一度ご確認をお願いいたします。**

右記カラーチラシを支部ホームページにUPしています。プリントアウトしてご活用ください。

(北九州支部ホームページ URL → [www.takken-navi.com](http://www.takken-navi.com))

ご不明な点等、詳細は下記担当課に直接お問合せをお願い申し上げます。

記

### 火災死者防止に向けた広報の御協力について (お願い)

向春の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

本市の消防防災行政につきまして、平素から御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本市では、令和4年に入って火災が急増しており、アパート等の共同住宅を含む住宅火災で既に4名の方が亡くなるなど、非常に切迫した状況となっています。

これを受けた火災死者防止対策として、全ての住宅において設置が義務化されている「住宅用火災警報器」の設置と維持管理の促進、「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」の実践を呼びかけるなど、広報活動を行っているところです。

つきましては、貴協会の会員事業所の皆様へ情報を提供させていただき、建物の管理や取引等における火災死者防止対策の広報について、御協力を賜りたいと考えています。

趣旨を御理解の上、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

#### 1 会員事業所の皆様への情報提供資料 【右記】

火災死者防止の啓発チラシ(北九州市作成)

#### 2 消防機関へのお問い合わせに関する留意事項

前述の住宅用火災警報器について、設置基準等は各市町村の火災予防条例で定められています。設置基準等のお問い合わせにつきましては、建物(物件)の存在する各市町村を管轄する消防機関へお願いします。

#### 3 お問い合わせ先

北九州市消防局予防部予防課 担当：松崎・鮫島

電話：093-582-3836 E-mail：shou-yobou@city.kitakyushu.lg.jp

以上